

各位

全3ページ  
登録速報(2024-006)  
2023年11月22日  
クミアイ化学工業株式会社  
企画普及部普及課

### 登録速報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。  
適用拡大登録年月日：2023年11月22日

### 記

1 農薬の登録番号及び名称

登録番号：第22135号

名称：クミアイサプロール乳剤

2 変更の内容

農薬登録申請書第7項を変更し、変更後のとおりとする。

(1) 作物名「花き類・観葉植物(ばら、きくを除く)」を追加する。

(2) 作物名「きく」及び「ばら」の使用時期を発病初期に変更する。

(変更後) (変更する作物のみ抜粋)

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	トリホリンを含む農薬の総使用回数
<u>花き類・観葉植物</u> <u>(ばら、きくを除く)</u>	うどんこ病	1000倍	100～300L/10a	<u>発病初期</u>	5回以内	散布	5回以内
<u>きく</u>	白さび病	1000～1500倍					
<u>ばら</u>	うどんこ病 黒星病	1000倍					

3 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生じるときは、その旨及び内容

農薬登録申請書第8項(3)、(4)として、以下を追加し、以降の番号を繰り下げて別紙のとおりとする。

- (3) カラー及び花はすに使用する場合は、湛水状態で使用しないこと。  
また、使用后14日間は入水しないこと。
- (4) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。  
なお、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

## 別 紙

(変更後)

### 第8項 使用上の注意事項

- (1) 使用量に合わせ薬液を調製し、使い切ること。
- (2) 石灰硫黄合剤、ボルドー液等アルカリ性薬剤及び微量要素肥料との混用はさけること。
- (3) カラー及び花はすに使用する場合は、湛水状態で使用しないこと。また、使用後14日間は入水しないこと。
- (4) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。  
なお、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- (5) ばらに使用する場合、品種（クィーンエリザベスなど）によっては高温乾燥時には薬害を生じるおそれがあるので、所定の使用濃度を厳守するとともに、夏期などの高温時には朝夕の涼しい時に散布すること。
- (6) メロン、いちごには薬害を生じるおそれがあるので、所定の散布濃度を厳守すること。
- (7) いちごに使用する場合、品種『芳玉』には薬害を生じるおそれがあるので使用しないこと。
- (8) 野菜に使用する場合、高温時や幼苗及び軟弱ぎみの栽培条件となっている場合には、薬害を生じるおそれがあるので使用はさけること。
- (9) 菊に使用する場合、品種（新精興など）、作型（促成栽培など）によっては散布後の新生葉に奇形などを生じるおそれがあるので留意して使用すること。特に初めて使用する品種、作型ではあらかじめ小面積で試用して使用条件下での薬害の有無を確認するなど、注意して散布することが望ましい。
- (10) 本剤はなし（幸水系、晩三吉等）に対して極微量で薬害を生じるので、付近にある場合にはかからないように注意して散布すること。また、同一の散布器具、容器を用いてなしに薬剤散布をしないこと。やむをえず本剤使用後の散布器具をなしに使用する場合には、薬液タンク、散布器具、配管部分、ホース等の内部を十分に洗浄したのち、更にその散布器具を用いて、散布を予定しているなしのすべての品種の新葉の少数（数枚程度）に清水を散布し、7日程度おいたのち薬害を生じないことを確認した上で使用すること。
- (11) 本剤は自動車や壁などの塗装面に散布液がかかると変色するおそれがあるので、散布液がかからないよう注意すること。

以上